

喀痰吸引等研修指導者養成事業（特定の者対象）について

1 喀痰吸引等研修(第三号研修)の概要

別添「喀痰吸引等を行うまでに必要な手続き」をご覧ください。

2 指導者養成事業の概要

指導者養成事業を修了した医師、看護師、保健師又は助産師は、「指導看護師等」となり喀痰吸引等研修(第三号研修)の実地研修において、介護職員等に対し指導することができるようになります。

【指導者養成事業の流れ】

① 受講申込

- ・『指導者養成事業申込調書』を FAX または郵送にて奈良県福祉保険部地域包括支援課（FAX：0742-26-1015 住所：〒630-8501 奈良市登大路 30）あてに提出してください。

↓

② 研修(自己学習)の受講

- ・申込完了後、指導者用マニュアル及び研修用 DVD が送付されますので、自己学習を行ってください。

↓

③ 報告書(アンケート)の提出

- ・自己学習が修了したら、『指導者養成事業報告書(アンケート)』を奈良県福祉保険部地域包括支援課あてに提出してください。

※アンケートをご提出いただきましたら、実地研修において指導可能となります。

※実地研修の詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

【<http://www.pref.nara.jp/item/151474.htm#itemid151474>】

↓

④ 修了確認書の交付

- ・報告書(アンケート)の提出が確認されたら、奈良県福祉保険部地域包括支援課より『修了確認書』を交付いたします。

3 実地研修指導料

喀痰吸引等研修(第三号研修)の実地研修において、指導看護師等に就任し、介護職員等に指導いただきましたら、奈良県地域包括支援課より指導料として、修了1件あたり6,400円（実地研修中に行う評価の回数にかかわらず、研修の修了をもって1回とします。）を指導看護師等が所属する事業所へお支払いいたします。（支払い手続きは「奈良県福祉保険部地域包括支援課」が行います。）

支払いには事前に振込先口座の登録が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

【<http://www.pref.nara.jp/40640.htm>】

【問い合わせ先・申込書等送付先】

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県福祉保険部地域包括支援課

TEL:0742-27-8039 FAX:0742-26-1015

喀痰吸引等を行うことができるようになるまでに必要な手続き

受講者または所属事業所

奈良県

基本研修の受講

基本研修では、全ての行為(ケアの種類)について学ぶ

講義の受講

喀痰吸引等を安全に実施できる知識を習得

+

基本演習の受講

シミュレーターを使用して、実際の手順を習得

+

筆記試験に合格

喀痰吸引等に関する知識の習得状況を確認

||

基本研修の修了

修了証
(基本研修)

修了証(基本研修)
の発行

現場演習・実地研修の受講

(詳細については、『現場演習・実地研修について』を参照)

現場演習・実地研修では、修得が必要な行為(ケアの種類)について、指導看護師等のもと研修を行う

各事業所(利用者宅等)において修得が必要な行為(ケアの種類)の研修を行う。指導看護師等が、評価票に基づき評価を行い、実地研修において、**全ての項目が連続2回「手順どおりに実施できる」**まで行う

実地研修の修了

確認シート
評価表
修了報告書

修了報告書の提出

・実地研修修了報告書
・評価表
(現場演習分と実地研修分)
・実地研修要件確認シート
の3点を、**受講者の所属する事業所から提出**

修了の確認

修了証

修了証の発行

認定証の申請

実地研修を修了し、修了証が届いたら、『認定特定行為業務従事者認定証』の申請を行う

交付申請書の提出

・申請書(様式5-1)
・住民票の写し
(※コピー不可)
・誓約書(様式5-3)
・修了証のコピー
の4点を提出

修了証コピー
誓約書
住民票の写し
認定申請書

認定証

認定証の発行

事業所登録の申請 (所属事業所)

所属する事業所が『登録喀痰吸引事業者』の登録を受けていない場合は、登録申請を行う。
(※すでに登録している場合は、従事者の追加の届出を行う。)

※必要書類については、障害福祉課HPを参照

登録申請書
+
必要書類

登録通知

登録通知の送付

これらの手続きがすべて終了したら、利用者に対して認定された行為を行うことができます。

認定されていない行為や、認定の対象でない利用者に対する行為はできません！

